

## 令和 6 年第 2 回定例会

令和 6 年 1 1 月 1 8 日 開会

同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

---

## 議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言（管理者開会あいさつ）
- 第 4 報告第 1 号 資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 7 号 多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の設置等に関する条例の廃止について
- 第 6 議案第 8 号 多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業特別会計条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について
- 第 8 議案第 10 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 11 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 10 議案第 12 号 令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 11 議案第 13 号 令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第 12 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（１９名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 山 晴 親 君 | 2 番  | 丸 山 保 君   |
| 3 番  | 中 澤 秀 平 君 | 4 番  | 内 田 裕美子 君 |
| 5 番  | 野 口 靖 君   | 6 番  | 大久保 協 城 君 |
| 7 番  | 青 木 貴 俊 君 | 8 番  | 窪 田 行 隆 君 |
| 9 番  | 湯 井 廣 志 君 | 10 番 | 冬 木 一 俊 君 |
| 11 番 | 吉 田 達 哉 君 | 12 番 | 高 橋 淳 君   |
| 13 番 | 荒 木 征 二 君 | 14 番 | 丸 山 覚 君   |
| 15 番 | 三 澤 望 太 君 | 16 番 | 佐 藤 学 君   |
| 17 番 | 山 崎 恒 彦 君 | 18 番 | 栗 原 透 君   |
| 19 番 | 松 本 文 和 君 |      |           |

## 欠席議員（なし）

## 説明のため出席した者

|                                                                             |           |                                                                         |           |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 管 理 者                                                                       | 新 井 雅 博 君 | 組 合 事 業 統 括<br>兼 病 院 院 長                                                | 設 楽 芳 範 君 |
| 病 院 長 補 佐                                                                   | 井 上 雅 浩 君 | 事 務 局 長 兼<br>經 営 管 理 部 長                                                | 高 田 克 巳 君 |
| 看 護 部 長                                                                     | 高 田 幸 子 君 | 薬 剤 部 長                                                                 | 堀 口 裕 之 君 |
| 診 療 支 援 部 長                                                                 | 関 根 圭 介 君 | 総 務 課 長 兼 安 全<br>管 理 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 兼<br>研 修 管 理 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 | 田 村 朝 亮 君 |
| 用 度 課 長                                                                     | 平 澤 和 興 君 | 参 事 兼<br>企 画 財 政 課 長 兼<br>患 者 支 援 セ ン タ ー<br>事 務 統 括                    | 五十嵐 哲 二 君 |
| 医 事 情 報 課 長 兼<br>健 康 管 理 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 兼<br>緩 和 ケ ア セ ン タ ー<br>事 務 統 括 | 清 宮 きよ江 君 | 施 設 管 理 課 長 兼<br>し ら さ ぎ 管 理 課 長                                        | 黒 澤 透 君   |

## 事務局職員出席者

兼佐補長課務総  
書秘局医  
兼リーダーグループ  
管理研修研  
リーダーグループ

金子祐子君

総務課  
法規研修  
グループリーダー

新井敬継君

総務課主査

柳井紀道君

研修管理  
センター主査

岩井雅彦君

研修管理  
センター主査

渡辺美希君

総務課主事

栗原萌佳君

総務課主事

桜井大弥君

## 開会の挨拶

議長（湯井廣志君） 傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影または録音などはしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクを着用していただき、発言の際もマスクの着用のままお願いいたします。

なお、議長においても感染拡大防止のためマスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを、心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されるものは、報告1件、議案7件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、通告に基づき一般質問が1件ございます。

議事運営等誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

---

## 開会及び開議

午後1時30分開会

議長（湯井廣志君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 第1 会期の決定

議長（湯井廣志君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしま

した。

---

## 第2 会議録署名議員の指名

議長（湯井廣志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において4番、内田裕美子君、14番、丸山覚君を指名いたします。

---

## 第3 管理者発言

議長（湯井廣志君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、医療現場におきましては、5類感染症となった新型コロナウイルス、季節性インフルエンザへの感染症対策を含め、引き続き万全の態勢を心がけて取り組んでいるところでございます。

また、令和6年7月31日に厚生労働省より地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域が設定されました。全国で15の区域が推進区域かつモデル推進区域として指定される中、藤岡市も選出をされております。本組合といたしても地域医療機関と連携をしっかりと図りながら、関係機関一体となりまして地域医療の充実に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本議会にご提案いたします案件は、報告1件、議案7件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

## 第4 報告第1号

議長（湯井廣志君） 日程第4、報告第1号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 報告第1号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月23日に監査委員に審査をいただきましたので、報告するものであります。

はじめに、病院事業会計であります、流動資産が60億6,944万9,000円、流動負債から企業債等を控除した額が15億1,543万3,000円、建設改良費以外の経費に充てる地方債の額が8億4,674万2,000円、差引資金剰余額が37億727万4,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計であります、流動資産が2億5,270万3,000円、流動負債から企業債等を控除した額が4,700万6,000円、差引資金剰余額が2億569万7,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

今後も、資金不足額が生じないよう健全で安定した経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査委員の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、監査委員を代表して審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月23日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和5年度の資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、審査の報告とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号について報告を終わります。

---

## 第5 議案第7号

議長（湯井廣志君） 日程第5、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の設置等に関する条例の廃止についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の設置等に関する条例の廃止についてご説明を申し上げます。

多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」は、平成9年7月の開設以来、藤岡多野医療圏における医療依存度の高い高齢者の介護を担ってまいりました。

近年は、民間企業の参入、社会情勢の変化から、介護老人保健施設ではなく終身施設を希望される方が増加した結果、平成29年以降は利用者数の減少が続き厳しい経営状態となり、病院事業から介護老人保健施設へ出資することで事業継続を行っておりました。

今後、施設の大規模改修が必要となる中で、地域における介護老人保健施設の在り方について協議を重ねた結果、開設当初に求められた公的施設としての役割を終える時期であり、可能な限り早期に事業廃止することが最善であるとの結論となりました。

このことから、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」を令和7年3月31日をもって事業を廃止するものであります。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の設置等に関する条例の廃止についてということで、質疑をさせていただきます。

私もこの議場の中で、この施設については、早急に廃止に向けて判断するようということで執行部、病院長、あとは管理者について見解を伺いながら、早速の廃止ということで、理解をいたしております。

それで、先ほど経営管理部長のほうから説明がありましたように、令和7年3月31日に事業廃止をすると。その届出も併せてするというふうに思いますが、それでも、それでは残された土地や建物の活用についてはどういうふうにするんでしょうという新たな問題がここに発生するわけですよ。

土地、建物、この場所について、譲渡や売却または解体といういろいろなことが想定されるんですけども、あの建物や土地に何か制限があって、なかなか誰にでも売れないとか、そういったものがあるのか、その点についてまず伺

います。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

先ほどのような質問でございますけれども、しらさぎの里の跡地利用につきましては、民間に売却または貸出し、それとも今の施設をそのまま有効利用というようなことで、施設の利活用について検討はしておりますところでございます。

底地につきましては、市街化調整区域ということで、解体をしても、用途が限られる関係で、今のところ解体費も非常にかかるということでありまして、民間への売却については、大変厳しい状況になるというふうな認識をもっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 民間への売却等は厳しいと。そうすると、同じような形態の業務以外は、なかなかあそこでは譲渡、同じようなことをやらない限りは、なかなかあそこは民間に誰でも売ることにはできないという認識でよろしいんですよね。そうしますと、どのような用途に限定されるのか、具体的に質問させていただきます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えをさせていただきます。

今のところ、まだ検討委員会等、昨年度から8回ほど開催をさせていただいておりますけれども、跡地利用につきましては、なかなか現実性のある跡地利用ということで、今、検討を重ねておりますところでもありますけれども、現在、藤岡総合病院で前橋の方に預けている医療カルテの保管に委託費用がかかっておりまして、そういった費用を支出減をするため、圧縮をするために、委託している医療カルテの保管先をしらさぎの里の施設に移動するような形、またほかに市等でも書類等、文書等で置き場所がないものを保管するというような様々な用途を今現在、考えておりますところでございます。いずれにいたしましても、病院事業で支出の減につながるような対策を、現在、検討している形でございます。

あまりこれだという案がまだ今のところまだ出てないんですけれども、いずれにいたしましても、その用途、それと時期については検討はしているところなんですけど、今のところ未定ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） そうすると、用途制限があるということで、例えば欲しがっている民間の会社さんだとかそういったものには、なかなか「いいですよ」という

ことで、そのまま居抜きで売却や貸出しや譲渡がなかなかできづらいということとは認識いたしました。

この地区は、公立藤岡総合病院の外来センターができたり、藤岡中央高校が移転したり、また外来センターと病院が一体となったということの地域で、教育・福祉ゾーンという、そういう位置づけに藤岡市としてもなっております。そういったこともよく検討しながら、模索をしながら、今、病院のカルテだとかという、そういう話もちょっと出てきましたけれども、よく病院内で検討していただいて、廃止後の建物、土地の在り方について調査研究をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（湯井廣志君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の設置等に関する条例の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 第6 議案第8号

議長（湯井廣志君） 日程第6、議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業特別会計条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正は、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の廃止に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

特別会計条例は、現行の規定では、組合立介護老人保健施設事業に設置しておりました。介護老人保健施設「しらさぎの里」の廃止に伴い、特別会計条例

の題名を多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業特別会計条例と改め、設置に関する根拠法令を地方自治法第209条第2項とし、組合立訪問看護ステーションに設置すると改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業特別会計条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 第7 議案第9号

議長（湯井廣志君） 日程第7、議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正は、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設「しらさぎの里」の廃止に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

職員の定数は、現行の規定では、公立藤岡総合病院事業部門、訪問看護ステーション事業部門、介護老人保健施設事業部門の3部門で構成され、組合全体の職員定数として650人でございます。

介護老人保健施設「しらさぎの里」の廃止に伴い、公立藤岡総合病院事業部門、訪問看護ステーション事業部門の2部門での構成とし、組合全体の職員定

数として650人に改めるものでございます。

組合全体の職員定数は650人で変更はございません。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 議案第9号について、1点だけ確認させてください。

職員の定数条例を改めるということで、介護老人保健施設事業部門の職員という項目を削って、定数650人は変わらずということなんですが、しらさぎの里で勤めていた職員の方、この方たちの行き先というか、今後についてどうなるのかお伺いをいたします。

議長（湯井廣志君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（田村朝亮君） お答えさせていただきます。

しらさぎの里の職員につきましては、令和6年8月末日をもって正式に事業自体は今、休止という状況になっております。その前の6月末、7月末、8月末という形で、利用者数が減っていった段階で、しらさぎの職員のほうは病院のほうに今、異動してきておりまして、今現在、希望された職員については、全職員病院のほうの事業のほうに当たっております。

なお、数名でございますが、長年しらさぎの里で勤めていたということで、新しい職場に行きたくなくて、しらさぎの里で最後まで、終了をもって退職をしたいという者が2名ほどおりましたが、基本的には、本人の希望に基づきまして、新しい勤め先のほうで受入れして、今現在、普通に業務のほうに就いていただいております。

以上、ご説明とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定

数条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

## 第8 議案第10号

議長（湯井廣志君） 日程第8、議案第10号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第10号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2条の収益的収入及び支出において予定額の補正、第3条の資本的収入及び支出では、医療機器整備に伴う補助金収入と器械器具購入に伴う増額補正と病院事業から介護老人保健施設事業に対しての出資金の増額補正となっております。

第4条では、医療機器の更新に伴い、債務負担行為として、年度を超える器械器具の整備を行うものであります。

また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げ、なお詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第1款病院事業収益では、127万7,000円を追加し、総額を127億7,795万3,000円とするものであります。

内訳は、第2項医業外収益で127万7,000円を追加するものであります。

内容といたしましては、医療機関食材料費高騰対策支援による補助金の増額補正でございます。

続きまして、収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用では、2億8,400万2,000円を追加し、総額を137億343万7,000円とするものであります。

内訳は、第1項医業費用で2億8,400万2,000円を追加するものでございます。

主な内容といたしましては、しらすぎの里サービス休止に伴う職員の病院への異動による給与費で2億6,836万5,000円の増額補正でございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の資本的収入についてご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入では、687万5,000円を追加し、総額を20億7,521万2,000円とするものであります。

内訳は、第3項補助金で687万5,000円を追加するものであります。

内容といたしましては、感染症医療措置整備事業補助金の増額補正でございます。

続きまして、資本的支出について申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出では2億287万5,000円を追加し、総額を31億3,187万5,000円とするものであります。

内訳は、第1項建設改良費で687万5,000円、第3項出資金で1億9,600万円をそれぞれ追加するものであります。

内容といたしましては、建設改良費のPCR検査装置の導入に伴う器械器具購入の増額補正、しらすぎの里への企業債元利償還分の不足額に伴う出資金補正でございます。

次に、第4条の債務負担行為の補正であります。採血管準備装置更新事業ほか2件であります。

次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の予定額を2億6,764万9,000円追加し、総額を65億9,443万9,000円とするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、令和6年度多野藤岡医療事務市町

村組合立病院事業会計補正予算（第１号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

---

## 第９ 議案第１１号

議長（湯井廣志君） 日程第９、議案第１１号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第１１号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第３条の収益的収入及び支出において予定額の補正、第４条では、病院事業から介護老人保健施設事業に対しての出資金の増額補正となっております。

また、第５条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費及び交際費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第２条業務の予定量についてご説明申し上げます。

介護老人保健施設「しらさぎの里」の入所及び通所サービスを令和６年８月をもちまして休止したことに伴い、業務量の予定量を下方修正するものでございます。

具体的な変更内容は、入所の年間延べ療養者数を２万５，９１５人から１，１１３人へ、１日平均療養者数を７１人から１２人へ、通所の年間延べ利用者数を８，９６０人から１，６８８人へ、１日平均利用者数を３５人から２１人に変更するものでございます。

次に、第３条収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます

第１款介護老人保健施設事業収益では、４億２，５８０万１，０００円を減額し、総額を３，５２４万円とするものであります。

内訳は、第1項事業収益で4億2,347万1,000円、第2項事業外収益で233万円をそれぞれ減額するものであります。

内訳といたしましては、第1項事業収益で施設介護収益2億5,125万2,000円、居宅介護収益で5,863万7,000円、居宅介護支援収益で1,355万4,000円、施設介護利用料収益で8,357万6,000円、居宅介護利用料収益で1,298万2,000円、その他事業収益で347万円をそれぞれの減額するものであります。

第2項事業外収益では、長期前受金戻入で115万7,000円、その他事業外収益で117万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、収益的支出について申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業費用では、3億6,500万4,000円を減額し、総額を1億7,710万7,000円とするものであります。

内訳は、第1項事業費用で3億6,471万4,000円、事業外費用で29万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出の資本的収入についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入では、1億9,600万円を追加し、総額を3億1,600万円とするものであります。

内訳は、第1項出資金で1億9,600万円を追加するものであります。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費2億6,764万9,000円、交際費1万円をそれぞれ減額するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

---

## 第 10 議案第 12 号

議長（湯井廣志君） 日程第 10、議案第 12 号、令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第 12 号、令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

決算認定につきましては、3 億 1, 491 万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加えた 14 億 4, 545 万円の未処理欠損金を令和 6 年度に繰越しいたしました。

今後、さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る 8 月 23 日、細谷、窪田両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配布をいたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、患者状況ですが、入院患者数は、年間 11 万 1, 019 人で、1 日平均 303.3 人でございました。前年度と比較いたしますと、年間で 8, 063 人、7.8%の増となっております。

外来患者数は、年間 16 万 2, 885 人で、診療日数 243 日での 1 日平均は 670.3 人でございました。前年度と比較いたしますと、年間で 486 人、0.3%の減となっております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入の税抜き決算額は 124 億 1, 071 万 9, 770 円で、このうち医業収益で 113 億 4, 940 万 3, 165 円、内訳といたしまして、入院収益で 69 億 9, 395 万 3, 279 円、外来収益で 38 億 1, 474 万 8, 205 円、その他医業収益は 5 億 4, 070 万 1, 681 円で、このうち救急他会計負担金は 8, 427 万 4, 000 円でございます。

次に、医業外収益につきましては 9 億 4, 235 万 6, 790 円で、主な

内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る補助金で3億2,489万343円、企業債償還利息などの他会計負担金で1億5,902万5,000円、補助金等の減価償却見合い分の収益化による長期前受金戻入で4億2,099万9,043円でございます。

次に、特別利益につきましては、過年度損益修正益、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等による1億1,895万9,815円でございます。

次に、支出の税抜き決算額では127億2,563万3,883円で、このうち医業費用で120億7,059万1,533円、主な内訳といたしましては、給与費で60億4,321万399円、材料費で32億9,129万8,878円、経費で17億7,902万9,555円、減価償却費で9億1,679万2,858円でございます。

医業外費用につきましては6億4,111万1,092円で、内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億2,587万9,188円、消費税の費用化による雑支出が5億1,523万1,904円ございました。

特別損失につきましては1,393万1,258円ございました。

医業収支比率は94%、総収支比率は97.5%で、3億1,491万4,113円の純損失を計上いたしました。前年度繰越欠損金11億3,054万2,602円と合わせ14億4,545万6,715円を未処理欠損金として、令和6年度へ繰越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の決算額は6億4,988万8,000円で、内訳といたしましては、第1項の企業債償還元金に対する他会計負担金で4億4,065万6,000円、第2項企業債で1億9,800万円、第3項補助金で1,123万2,000円でございます。

これに対しまして、資本的支出の決算額は13億3,119万3,558円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費で2億7,149万5,192円、第2項企業債償還金で9億3,969万8,366円、第3項出資金で1億2,000万円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億8,130万5,558円は、過年度分損益勘定留保資金6億8,026万4,097円、当年度分消費税資本的収支調整額104万1,461円を充て、収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和５年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

去る８月２３日、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和５年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、患者数が徐々に戻りつつあり、収益も増加しておりますが、それ以上に給与費や材料費が増加していること等により、純損失を計上しております。

今後の病院運営は、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に信頼される質の高い医療の提供と将来的に安定した健全な経営を期待するものです。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第１２号、令和５年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

---

### 第１１ 議案第１３号

議長（湯井廣志君） 日程第１１、議案第１３号、令和５年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第13号 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度は、介護老人保健施設事業で1億622万円の純損失、訪問看護事業では1,669万円の純利益となり、2施設合計で8,953万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金に純損失を加え1億1,439万円の未処理欠損金を令和6年度に繰り越いたしました。

今後も地域の医療を支える施設としてしっかりと進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月23日、細谷、窪田両監査委員にご審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配布をいたしました意見書のとおりでございます。

ここで、監査に当たっていただきました細谷、窪田両監査委員様に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設「しらさぎの里」でございます。

施設利用状況ですが、入所利用者数は、年間2万2,474人、1日平均61.4人、前年度と比較いたしますと、年間で12.7%、3,264人の減となっております。

通所利用者数は、年間7,731人で、利用日数235日での1日平均は32.9人で行いました。前年度と比較いたしますと、年間で0.2%、19人の減となっております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は3億9,892万7,047円で、前年度と比較いたしまして、9.1%、4,014万2,071円の減となっております。

このうち、事業収益で3億9,339万9,599円、内訳といたしましては、施設介護収益で2億2,392万8,594円、居宅介護収益で6,268万9,686円、居宅介護支援収益で1,484万6,030円、施設介護利用料収益で7,429万3,887円、居宅介護利用料収益で1,387万4,042円、その他事業収益で376万7,360円でございます。

事業外収益につきましては552万5,795円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で197万5,166円、補助金169万2,000円でございます。

特別利益につきましては、過年度損益修正益で1,653円で行いました。

次に、支出の決算額は5億515万6,329円で、前年度と比較いたしまして、1.2%、589万336円の支出減となっております。

このうち、事業費用で4億9,899万7,861円、主な内訳といたしましては、給与費で3億5,899万4,641円、材料費で3,439万2,990円、経費で4,318万8,326円、委託費で4,220万2,181円、減価償却費で2,001万2,050円で行います。

事業外費用につきましては615万8,468円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息で589万3,593円で行いました。

事業収支比率では78.8%、総収支比率は79%で、1億622万9,282円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜで行います。

利用状況ですが、利用者数は、年間1万77人、1日平均41.5人で行いました。前年度と比較いたしまして、6.8%、739人減となっております。

次に、収益的収入及び支出で行いますが、収入の決算額は9,889万557円で、このうち事業収益は9,804万7,233円で行います。

内訳といたしましては、訪問看護療養収益で4,567万2,893円、介護保険訪問看護療養収益で4,342万5,548円、訪問看護利用料収益で402万2,283円、介護保険利用料収益で492万6,509円で行います。

事業外収益につきましては、84万3,324円で行いました。

次に、支出の決算額は8,219万3,813円で、このうち事業費用は8,190万7,926円、主な内訳といたしましては、給与費で7,175万2,566円、材料費で39万5,554円、経費で843万7,528円、減価償却費で、127万6,528円で行います。

事業外費用につきましては、28万5,887円で行いました。

事業収支比率では119.7%、総収支比率は120.3%で、1,669万6,744円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で8,953万2,538円の純損失を計上し、1億1,439万8,567円を未処理欠損金として令和6年度へ繰り越すもので行います。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入の決算額は1億6,260万円で、内訳といたしましては、第1項企業債で4,260万円、第2項病院事業からの出資金で1億2,000万円で行います。

第2款訪問看護事業資本的収入はございませんでした。

これに対しまして、第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は9,828万9,408円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費で4,406万8,005円、第2項企業債償還金で5,422万1,403円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は135万3,993円で、内容として、第1項建設改良費で135万3,993円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額135万3,993円は、当年度分損益勘定留保資金を充て収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月23日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和5年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用者状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

今後は、高齢化が進み在宅医療が求められる中、公立藤岡総合病院と医療・介護・在宅支援の機能を包括的に担い、自治体の地域包括支援センターと連携を強化して、地域一体となり、地域住民や利用者及びそのご家族に期待される訪問看護ステーションの確立を望みます。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第１３号、令和５年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

---

## 第１２ 一般質問

議長（湯井廣志君） 日程第１２、一般質問を行います。

中澤秀平君の質問を行います。中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

マイナンバー保険証についてお伺いをさせていただきます。

マイナンバーカードに健康保険証を登録し、マイナンバーカードを保険証として使えるマイナ保険証は、２０２１年の１０月から医療機関などの窓口で利用できるようになっていきます。

国は、来月、１２月２日にこのマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行する方針を決定していますが、国の方針についてご説明をお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、令和５年１２月２２日に閣議決定され、施行期日を令和６年１２月２日とする政令が公布され、現行の健康保険証の発行については、令和６年１２月２日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する方針が出されました。

なお、発行済み保険証は、法改正の経過措置により、廃止日から最長１年間は引き続き使用することが可能でございます。

また、マイナ保険証を保有していない方につきましては、資格確認証を医療機関に提示していただくことで、保険診療を受けることが可能でございます。

以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ご説明ありがとうございます。

それでは、マイナ保険証の現在の利用状況についてお伺いいたします。

厚生労働省によると、マイナ保険証のオンライン資格確認の利用に占める利用状況は、９月時点で１３．８７％となっているようです。マイナンバーカー

ド保有者の多くが健康保険証を登録している中で、実際に保険証として利用しているのは1割程度、少数にとどまっているという状況ですが、公立藤岡総合病院でのマイナ保険証の利用率についてはどうなっているかお伺いいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

マイナ保険証の利用状況につきましては、令和5年度の使用率は、外来患者数16万2,804人中4,907人の3.0%でしたが、令和6年度の上半期の使用率は、外来患者数7万6,945人中3,160人の4.1%と、前年度対比1.1%の上昇となっております。

月毎の比較では、直近3か月は毎月0.5%の上昇が見られます。

以上、答弁いたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 外来患者数に対して前年は3%の利用率だったものが、今年度の上半期では4.1%と毎月伸びている、そんな状況がご説明ありました。

厚労省の発表は、オンライン資格確認の利用者に対する利用率ということなので、数字に大きな差があるかと思いますが、いずれにしても、そう高くはない、低い利用率であると言えると思います。

利用率が低い中でも、全国ではマイナ保険証による受診の際のトラブルというのが多発しているようです。全国保険医団体連合会が今年の8月から9月に行った調査の結果によると、今年の5月以降にトラブルがあったと回答した医療機関は70.1%となり、前回の調査よりも10ポイントほど高くなっているということです。

トラブルの件数も5,000件を超えるというもので、その内容は、資格情報が無効47.8%、該当の被保険者番号がない18.5%、名前や住所の間違い20.1%、負担割合の齟齬10.9%、限度額認定の誤り5.5%、他人の情報が紐付けられていた2.1%などとなっているようです。

公立藤岡総合病院では、マイナ保険証によるこうしたトラブルがなかったか。あったとすれば、どのようなものがあったかお伺いをいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 藤岡総合病院におけるマイナ保険証の受付によるトラブルについてお答えをさせていただきます。

主なものとしたしましては、マイナンバーカードのICチップの不具合により読み取りができなかった。こちらはカード内に公的個人認証アプリケーションほか4つのアプリケーション、それと市町村等の行政機関が独自サービスを行うための空き容量がありますが、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明の有効期限5年が切れている例が全国的にも多いようでございます。

そのほか、顔認証つきカードリーダーでうまく顔が認証できない。こちらは衣類や髪の毛、眼鏡やマスクで顔全体や一部が覆われたり、顔の角度によって顔認証の成功率が下がるようでございます。

また、顔認証ができず、その後に暗証番号入力のご案内をしたところ、患者さんが覚えていなかった。また、暗証番号の誤入力によりパスワードにロックがかかり、保険情報にアクセスできないなどの事例がございます。

なお、機器等のトラブルにより保険資格確認ができず、患者さんに一旦医療費の10割負担を求めたケースはございませんでした。

以上、答弁いたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 有効期限が切れているのですとか、また顔認証がうまくいかない、暗証番号が入力できないということで、資格確認ができないというようなこともあったということで、当病院でもトラブルがあったということが報告されました。

先ほどの全国保険医団体連合会の調査では、ほかにもマイナ保険証の調査でも、マイナ保険証の有効期限切れというのが20.1%あったということが報告されています。

マイナ保険証は5年ごとの更新手続きが必要で、今年更新が必要となる人は1,076万人に上るとされていますが、これは昨年の11倍以上であり、今後、この有効期限切れのトラブルというのは急増してくることが懸念をされます。

また、通信の不具合やサーバーダウンなどでマイナ保険証の受付自体ができないという事例も全国では相次いでいるようです。

平デジタル大臣は、10月2日の記者会見で、ユーザーがマイナ保険証の利用に慣れてくれば、不具合は改善していくと見解を示していますが、こうしたトラブルはユーザーの慣れ、不慣れの問題ではなく、システムそのものの不備に原因があるものと言えると思います。

こうした状況にある中での国の方針である12月2日のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行、現行の健康保険証の原則廃止は拙速だと思いますが、今後の対応を当病院ではどのように考えているのか伺いたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

現在、当医院には顔認証つきマイナ保険証受付機は、外来棟に2台、入院棟に1台設置しております。

今後も、マイナ保険証の利用率の上昇が見込まれますので、引き続き患者さんのマイナ保険証の利用状況を注視しつつ、車椅子や高齢者の方お一人で来院

される方など使用が難しい傾向にある方など、患者さんを第一に考え、利用しやすい環境について検討、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 最後に確認をさせていただきたいと思うんですが、マイナ保険証を利用してトラブルとなった際、12月2日以降ですが、特に資格確認ができなかったという場合、どんなふうに対応することになっているのかお伺いをいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えをいたします。

12月2日以降でございますけれども、マイナンバーカードで受付等をできなかった方につきましては、紙の保険証で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） マイナ保険証で受付できない場合、紙の保険証でということです。

紙の保険証が有効期限内であれば、最長1年、12月2日以降も利用できるということで、そういうことになるかと思うんですが、厚労省の資料でも、12月2日以降の受診の流れとして、マイナ保険証での受診する場合と現行の保険証を引き続き使う場合と2つの例示があります。

その2つの流れとして、マイナ保険証の場合は、問題なく確認ができる場合とトラブルになった場合と、この二通りの流れがありますが、紙の保険証であれば、トラブルは想定されていない。紙の保険証であれば、問題なく確認ができる、それだけの流れしかありません。

12月2日以降、現行の保険証が使えなくなっている人、多くいらっしゃると思いますが、そうした方が慣れないマイナ保険証で受診となると、トラブル、今後急増するのではないかと思います。

トラブルの多発によって、現場の事務負担も重くなり、混乱することが予想されますが、そうしたことを避けるために、現行の保険証は最長1年間使えるということ、マイナンバーカードを持っていない方へは資格確認証が申請なしで届き受診できることをお知らせして、トラブルのない保険証での受診が引き続き可能であるということを周知することが有効ではないかと思います。

また、マイナ保険証利用の際のトラブルに備えて、必要なもの、先ほどの答弁によれば、紙の保険証、こうしたものを準備をして受診をするということ、そうしたことを周知徹底する必要があるのではないかと思います。患者さんへのそうしたお知らせなど、どのように行う考えかお伺いいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、国の方針に従いまして、患者さん第一に考えて、広報、さらにトラブルの際には丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 国の方針とすれば、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行ということで、紙の保険証を原則的に使わないと、そういった方針になるかと思えます。

しかし、その方針にのっとれば、今後トラブルが急増したり、患者さんへの不要な負担を強いるということにもなりかねないと思います。患者さん第一に考えるならば、利用しやすい環境について検討、対応ということではなく、トラブルのない現行の保険証が十分に使えるということ、有効期限を過ぎても資格確認証が届くことをお知らせして、安心をしてもらうことが必要ではないかと思えます。

また、マイナ保険証への移行の方針そのものについて、国に現場として現状や意見を述べ、少なくとも12月2日の移行は延期、さらには現行保険証の廃止は中止を訴えるべきというふうに思いますが、そうした考えがないか伺います。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、マイナ保険証については国の方針でございますので、あくまでも受付につきましては、ご本人の選択というところでございます。

マイナ保険証でなくても、紙の保険証、資格確認書で受診は可能でございますので、そういったことで、国の方針に基づきまして粛々と事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ご本人の選択ということで、確かにそのとおりなんです、その選択肢を増やすという意味でも、紙の保険証が十分にまだまだ使えるということ、マイナンバーカードにその保険証を慌てて登録しなくても、資格確認書が届くということ、これは少なくともお知らせをしていく必要があるんじゃないかと思えます。

先ほどの全国保険医団体連合会の調査結果によりますと、12月2日に保険

証が廃止されることについては、賛成は7.9%、延期すべきが10.9%、そして保険証は残すべきというのが73.9%と、圧倒的に今の保険証は残すべきと意見が多くなっています。

これは全国の結果ですが、市内の医療機関でも同様の結果があるのではないかと思います。住民から信頼されるべき公の病院として、こうした声を国に届けるということも重要な役割ではないかと思います。

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行によって、患者さんが必要な医療から遠ざけられてしまうということ、こうした事態が起こることがないのか、こうした心配がないのか、これは最後にお伺いをいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

そういったトラブルが起きないのかどうかというところでございますけれども、これはあくまでも国の方針でございますので、私がトラブルが起きる、起きないとか、そういったことをちょっと答弁できる内容ではないかなと思います。

言葉整いませんけれども、よろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） いつでも、どこでも、誰でも医療が受けられるという国民皆保険制度を守るためにも、このマイナ保険証の一本化を粛々と進めるということで、無批判に受け入れるべきではないかというふうに思います。

経営管理部長さんからは先ほどの答弁が限界かというふうに思いますが、どなたかこの件に関して言及できる方がいらっしゃいましたら、最後に答弁をお願いして、質問を終わります。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

私以外ということであつたんですけれども、先ほども答弁をさせていただきましたように国の方針、通達に基づきまして事務のほうを進めさせていただいて、利用する患者さんに不都合が生じないように、窓口等、親切丁寧な対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 以上で中澤秀平君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は終了いたしました。

---

#### 字句の整理の件

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するもの

につきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者挨拶

議長（湯井廣志君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重ご審議の上、全て全員の賛成をもちましてご決定賜りまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様方から賜りましたご意見、ご指導に対しまして、しっかりと受け止めて、今後も地域の中核病院として、地域住民の皆さんから信頼される医療の充実にしっかりと努めてまいりますとともに、病院の健全経営により一層の努力をしてまいる所存でございますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、お体に十分ご自愛をいただき、ますますご活躍をいただきますようにご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

#### 閉会

議長（湯井廣志君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時50分閉会

会議規則第 7 7 条の規定により下記に署名する。

議 長 湯 井 廣 志

署名議員 内 田 裕美子

署名議員 丸 山 覚